

令和 8 年度森林由来 J-クレジット制度普及啓発事業 仕様書

1 事業目的

東三河^{※1} ビジョン協議会^{※2}では、「東三河振興ビジョン 2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024 年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」（以下「重点プロジェクト」）を実施している。

重点プロジェクトの実施にあたり、東三河地域における森林資源及び森林空間を活用した新たな収益事業の創出による持続可能なビジネスモデルの構築を図るため、森林由来 J-クレジット創出に向けた普及啓発及び創出支援を行うことを目的とする。

※1 東三河とは、愛知県東部の 8 市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、広域連合、民間組織及び愛知県が一体となって東三河振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

2 事業名

令和 8 年度森林由来 J-クレジット制度普及啓発事業

3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

4 事業内容

（1）普及啓発セミナーの開催

東三河地域の森林所有者や林業経営体、森林組合、市町村等を対象として、森林由来 J-クレジットの理解促進及び創出に向けた普及啓発を図るためのセミナーを 2 回開催する。

ア 実施回数

2 回

イ 対象者

東三河地域の森林所有者や林業経営体、森林組合、市町村等

ウ セミナー内容

- ・ 2 回のうち 1 回は基礎的な内容、もう 1 回は実務的な内容とすること。
- ・ 基礎的な内容は、J-クレジット制度の概要や仕組み、メリット等を説明するものとする。
- ・ 実務的な内容は、クレジット創出に係る手続きやコスト、具体的な創出事例等を説明するものとする。

エ 実施方法

- ・ セミナーの企画、参加者募集、講師調整、会場運営、資料作成等、セミナー実施に必要な業務を行うこと。
- ・ セミナーの開催に必要な会場の確保及び調整並びにこれに係る経費につ

いては、受託者が負担すること。

- ・会場は東三河地域内とすること。
- ・セミナー終了後は参加者アンケートを実施し、その結果を取りまとめて報告すること。

(2) J-クレジット創出支援

東三河地域において、J-クレジット創出が期待される森林を有する団体及び関心のある団体に対し、J-クレジット創出に向けたヒアリングや伴走支援を実施する。

ア 実施件数 1 件以上

イ 内容

対象団体に対し、ヒアリング等により対象森林の状況や課題等の把握を行うとともに、森林由来 J-クレジットの創出に向けた制度活用 of 検討から申請に至るまでの各段階において、必要な助言及び支援を行うこと。

※ヒアリングの結果、J-クレジット創出支援の対象となる団体が見つからない場合は、追加の候補団体のヒアリングを行い、支援対象団体の確保に努めるものとする。

ウ 経費負担

創出支援の実施に必要な訪問、打合せ、資料作成その他支援に係る一切の経費については、受託者の負担とすること。

5 成果物

- ・業務報告書（紙媒体 1 部及び電子データ（CD-R 等））
- ・その他愛知県が指示した成果物

6 その他留意すべき事項等

- ・事業実施にあたっては、事業実施計画、事業実施スケジュール等を作成し、愛知県の承認を得て業務を実施すること。
- ・事業の進捗状況等について、随時打合せ及び報告を行うこと。また、打合せ内容等を記載した議事録を提出すること。なお、議事録は電子データでの提出で差し支えない。
- ・本仕様書に定めのない事項については、愛知県と調整を行い、合意を得て対応すること。
- ・受託者は、愛知県から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- ・個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。
- ・本業務により作成した成果物の著作権は愛知県に帰属するものとする。
- ・契約終了後、5 年間は本業務に関連する書類を保管すること。